

平成27年第4回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成27年11月16日(月)

午後1時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第10号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第11号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 5 議案第56号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第10号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第11号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 5 議案第56号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 1 議案第47号
平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について

追加日程第 2 議案第48号
平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につ
いて

追加日程第 3 発委第 3号
議会評価意見書の提出について

3 出席議員（17名）

2番	滝波	登喜男	君
3番	長谷川	治人	君
4番	朝井	征一郎	君
5番	酒井	要	君
6番	江守	勲	君
7番	小畑	傅	君
8番	上田	誠	君
9番	金元	直栄	君
10番	樂間	薫	君
11番	齋藤	則男	君
12番	伊藤	博夫	君
13番	奥野	正司	君
14番	中村	勘太郎	君
15番	川治	孝行	君
16番	長岡	千恵子	君
17番	多田	憲治	君
18番	川崎	直文	君

4 欠席議員（1名）

1番	上坂	久則	君
----	----	----	---

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合	永充	君
副町	長	平野	信二	君
教育	長	宮崎	義幸	君
消防	長	竹内	貞美	君
総務課	長	山下	誠	君
財政課	長	山口	真	君
総合政策課	長	太喜	雅美	君
会計課	長	清水	和子	君

税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
福 祉 保 健 課 長	森 近 秀 之 君
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	前 田 辰 男 君
農 林 課 長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課 長	川 上 昇 司 君
建 設 課 長	平 林 竜 一 君
上 下 水 道 課 長	清 水 昭 博 君
永 平 寺 支 所 長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	南 部 顯 浩 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐々木 利 夫 君
書 記	川 上 善 照 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

午後 1時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月12日、町長より平成27年第4回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより平成27年第4回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、奥野君、14番、中村君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成27年第4回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

1 1月に入り立冬が過ぎ、暦の上では冬の始まりを迎えており、日一日と寒さが募りますが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

第4回臨時会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年度も7カ月余りが経過し、現在、町が取り組んでいる状況や課題等を報告し、町民の皆様から町政全般へのご意見を広く伺うことを目的に、今月2日から町内7カ所で町政懇談会を計画し、あすで予定しました全ての懇談会が終了いたします。懇談会に寄せられた皆様の声を大切にし、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

さて、本日の臨時会は、平成27年度一般会計の補正予算の専決、損害賠償の額を定めることの専決及び永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご審議いただくため開催したところであります。

それでは、本臨時会に提出いたします議案等について申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、10月からのマイナンバー制度開始に伴い、情報セキュリティ及び庁内ネットワークの強化を図るために1,939万2,000円を計上させていただいたものでございます。これらは、速やかに対応する必要がございましたので専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

なお、これらの歳出の財源となります歳入につきましては、前年度繰越金により措置をしております。

次に、損害賠償の額を定めることについて、町有施設内における人身賠償事故の相手方に対する損害賠償の額が示談によって確定し、早急に支払う必要が生じたため専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

次に、条例の制定及び一部改正について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外で町が条例制定などにより実施している事務で、税情報など庁内連携によりマイナンバーを独自利用する場合は、個人番号の利用範囲について条例において定めておく必要があるため、今般、条例の一部を改正させていただくものでございます。

以上、本議会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第10号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、承認第10号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第10号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出において、10月からのマイナンバー制度開始に伴い、情報セキュリティ及び庁内ネットワークの強化を図るために1,939万2,000円を計上させていただきます。これらは速やかに対応する必要がございましたので、専決より予算措置をさせていただいたものでございます。

財源となります歳入では、前年度繰越金により措置をしております。

なお、専決日は平成27年9月24日でございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 承認第10号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成27年9月24日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,939万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,765万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお願いします。

款2総務費、目5企画費におきまして、10月からのマイナンバー制度開始に伴い、情報セキュリティ及び庁内ネットワークの強化を図るために庁内ネットワーク事業1,939万2,000円を計上するものでございます。

内訳といたしましては、USBメモリ、静脈認証機、プリンタートナー等、消耗品費380万4,000円。委託料では、ファイル暗号化システム導入業務委託料433万6,000円及びインターネット環境整備業務委託料1,015万6,000円等でございます。

なお、これらの財源といたしまして、9ページのとおり、歳入において前年度繰越金1,939万2,000円を計上させていただきました。

以上、承認第10号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっとばかり質問させていただきます。

この予算は、マイナンバー制度に係るものとしてインターネット環境、当庁舎のものです。ほんで一応お聞きしましたところ、外からのいろんな介入、それを避けるために整備するということです。このマイナンバー制度について、それぞれの委託も含めて、今後そういうふうな派生してくるのかどうか、今回でこれが終わりかどうかということも含めてちょっと確認していきたいと思います。

当然のように、マイナンバー制度のことによって今後いろんな形で派生するのか。また、その補修の費用がふえてくると思うんですが、そこらあたりの見通し、ある程度ここまでだというふうなところもあるのかどうかも含めて、なかなか難しいかもしれませんが、見解をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

今回のこのセキュリティ強化並びに庁舎内の整備に関しましては、マイナンバーもございますが、さらなる役場としての情報のセキュリティの強化をしたものでございます。外からも入ってこれないように、もし入っても暗号化してデータが流出しないように、そういう構築をさせていただきました。それと、インターネットはインターネットのみということで庁舎とはつながっていない、そういう強化をさせていただきました。

今後、マイナンバーに伴うことに関しては、国から今、情報がまだ入ってきていません。とりあえずと申しますか、今回はこのセキュリティの強化が物すごく重要と考えまして、させていただきました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私、懸念するのは、今言うマイナンバー制度によって、いろんな形での情報管理も含めて、また機器設備もある面では大型化してくるということですか、大変になってくる。それについては各構成自治体単体で面倒を見ようというのであれば、余りにもちょっと不公平じゃないか。やはりそういうものに関しては、やはり自治体として国の正規の請求をしていく。こういう形で必要になったのであるから、やはりその必要経費のところについては補助も含めてその要望していくというのは大事やと思います。全部こっちがおっかぶって地方自治体がそれを設備をすることによって、またそれが大きくなっていくんでは話が合わないと思いますから、ぜひそういう面を検討いただければというふうに思うんですが、そこらあたり、見解だけ聞かせてもらいたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

今、県に対しては、地方というんか町も含めてですが、非常に困惑しているということで情報をくださいと、国に対しても情報を出してくださいという話はしています。県を通じてやってるんですが、県も全市町を対象にいろいろアンケートとかやっていて、国に要望をするということになっておりますので、その結果というものはまだいただいておりません。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それと、当町も含めて広域事務組合のほうにそういうコンピュータ関係も結構移管している部分があると思うので、そこらあたりの、行政として広域事務組合でのその費用の発生がどんだけになるかも含めて、ぜひそこら

あたりの請求もお願いしたいと思いますので、つけ加えておきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） この広域事務組合、こことも相談しながら、今回も広域のほうでやれるもの、それとやれないもの、それも協議しながらやらせていただいております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 何か答弁聞いてるといまいちわからないところがあります。

マイナンバーもあるが、役場としてセキュリティを強化したいという話なんです。マイナンバー制度の導入がなかったら、これしなくてもよかったのか。その辺が1つと。

心配なのは、これで便利になるのか、不便利になるのか。これが本来の姿なのか。これ2つ目。

3つは、僕らは、マイナンバーのことがあるから、町も1回こういうのをきちっと検証してどう強化していくかということ考えたんだろうとは思っております。ただ、これは本町はやってるけど隣の町はやってないということはこんなので出てくるのか。つまり全国一律でないという話も聞いてるんで、その辺どうなのか。そうなってくると。あとは答弁の後に。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 先ほどちょっと上田議員さんのほうでお答えさせていただきましたが、これはマイナンバー制度に伴ってやるものではございません。年金問題で流出とか、今いろいろなセキュリティの問題というのがありまして、これは当然セキュリティの強化はすべきものだと思っております。

それと、これが便利になったんかという話ですが、当然暗号化とかその暗号を解読したり、そういう手間は発生します。その関係上、少し前よりは手間がかかるかなと。そんなに大きな手間ではございません。

それと、全国一律ではないのかという話ですが、今のところ、各自治体、対応が統一ではございません。現在取りかかっているところもありますし、来年取りかかる場所もございます。永平寺町は、いち早く取り組んだものと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君）　こういう全国一律でやるものではないということになると、町独自の対策、対応のためだということですけど、僕はやっぱりマイナンバー導入の時期の問題で、国が自治体に対して一定水準のセキュリティを求めるべきだと思うんですね。そこがどうなのかというのは、あんまりよくわかりません。それがなくして各自治体に任せるということになれば、それはその自治体に責任があるんだというのとはちょっと別なんではないかな。

ただ、ちょっと基本的なことを言っときますけど、私、これに反対するわけではないですよ。ある意味、対処法みたいな予算の持ち方だから仕方がない面はあるとは思いますが、ただ、それも全て、いわゆる一般会計から、一般財源から金を出していくというのは、それは幾ら何でも、こういう時期にこういうことをしなければいけないということを含めて、おかしいんじゃないかという立場から聞きたいんですよ。国は一定の水準を求めているにもかかわらず、しなければならないのか。それとも、国は、そのマイナンバーの導入があるわけですから一定の水準を求めているのか。その辺はどうなんですかね。

○議長（川崎直文君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　まず、庁内のネットワークのセキュリティについてなんですが、いろいろな研修とか受けている中で、「ウイルスの対策ソフトを入れてあっても4割は感染するもんやと思ってください」という先生の回答もいただきました。ただ、ウイルスが入っても仕方がないでは済まされません。何でかという、この情報というのは町民の財産やと思っております。これが漏えいするようなことがあってはいけないということで、じゃ、もしウイルスが入っても被害がないようにどうすればいいかということからこの構築が始まっていまして、今までですと、そういったデータが入っているパソコンも外部との接続されているインターネットともつながっていたんですが、今回、それを完全にセパレートしまして、そういった大切な情報は役場内だけ、よそからの情報は決められたパソコンからという、そういった対応をとらせていただきました。

ただ、全国一律でない、国の支援ももちろん欲しいところなんですけど、国の支援がないから何もしないのでは、また生命、財産を守る立場からそれもどうかなということで、今回、先行して取り組ませていただきました。

○議長（川崎直文君）　9番、金元君。

○9番（金元直栄君）　国が金出さないからやらないわけにいかないということなんですけど、ただ、国が求めている水準というのがどんなのかというのがわからない

ですし、この町が今これでやっていこうとする水準が全国的に見てどういう水準なのかということも全くわからんのやね。特に私は。ほかの人はどうか知らんですよ。僕は、そういう基準を示されることなくやると、最悪もう入ってこれないようにするには切り離すのが一番やということで作るんやろうと思うんですね。それは私もわかるんです。この水準がどういうものなのか、そういう意味ではどこかで示す機会があってもいいんでないかなと。わかります？ 言ってるの。

それも、一つ進めて言えば、マイナンバー制度が導入される。直前には年金の情報が出てる。そういう中で国は何も、一つの基準も示さないまま、ある意味、民間のそういう人たちの言葉によって、まずせい、どうもならんけりや、もう切断して入ってこれないようにするのが一番いいんやということでは、ちょっとあんまり理屈が合わないのではないかな。国は何を言いたいんかな、何をしたいんかな、自治体に対して何を求めているんかな、それみんな自治体で考えろといったら、これほど無駄なことはないと私は思うんですが。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

国が一番強く求めているのは、インターネットと庁舎ネットワーク、これを分離するように、インターネットが庁舎内ネットワークに入らないように、これを強く求めております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第10号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第11号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この件につきましては、平成27年10月6日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設内における人身賠償事故について相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものであります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

町有施設における人身賠償事故において、地方自治法第96条第1項第12号に規定する示談が成立し、同項第13号に規定する損害賠償の額を定められましたので、同法第179条第1項の規定により10月6日付で専決処分をさせていただきました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

続いて、議案書の12ページでございます。

専決処分の内容を申し上げます。

事故発生年月日は平成27年8月22日。場所は永平寺町山地係、永平寺緑の村四季の森文化館内でございます。事故の内容でございますが、被害者が体験コーナーにおいて勾玉づくりをしていたところ、ほかの子どもが飛ばした竹とんぼが左目に当たり負傷したものでございます。事故の種別は人身賠償事故。損害賠償の額は6,950円でございます。

以上、承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第56号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第5、議案第56号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第56号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例に定める事務は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とされており、番号法別表に規定された事務以外で、町が条例制定などにより実施している事務で、税情報など庁内連携によりマイナンバーを独自利用する場合は、個人番号の利用範囲について条例において定めておく必要があるため、今般、条例の一部を改正させていただくものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(森近秀之君) それでは、議案第56号、永平寺町個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法の施行に伴い、来年1月よりマイナンバーの利用開始となります。番号法別表第2の2項の規定がなく、町が条例制定などにより実施している事務でマイナンバーを利用する場合には、いわゆる独自利用事務として、条例の4条にあります個人番号の利用範囲を規定しておく必要がございます。

14ページでございます子どもの医療費助成に関する条例など、これらの条例で制定された事務、また条項等で実施している事務につきましては番号法別表第2の2項の規定に基づいておりませんが、申請者が個人番号を記載し申請された場合には、税情報などを庁内連携によりマイナンバーを利用するため、利用範囲について、今般、条例において定める必要がございます。このため、条例の第4条の一部を改正させていただくものでございます。

別表2につきましては、この事務の内容につきまして、こういった項目で個人情報を使うかということが記載されてございます。

この条例の一部改正により、申請者が各種申請書を提出する際、申請書に個人番号を記載することで課税証明書等の添付の省略が可能となるものでございます。

ただ、今後の事務におきまして、マイナンバーを利用した独自利用が必要となった場合には、こうした事務について追加が必要になることも考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） マイナンバー利用のことについて実務的に入ってきましたので、その件の法の改正というよりも条例の改正だというふうに思っております。

そこで、今回のことについて若干質問をさせていただきます。

今ほどの説明によりますと、マイナンバーを利用する、申請に当たって書いた場合にはそのマイナンバーの業務が簡略されるというようなことになっているかと思えます。従来どおり、お年寄りのを含めて、介護のを含めていろんな形での

申請業務の中で、まず1点目は、そのマイナンバーを利用しなくても当然申請ができるというふうに思うんですが、今後、またそれがマイナンバーを書かないと利用できないという状況になってくるのかが1点です。

2点目は、現在、高齢者の方々、それからいろんな介護サービス、予防サービスを受けている方々が更新の申請をするときに、当然今までの所得も含めてわかっているわけですので、そういうようなところの更新時にもやっぱりそれが必要になってくるのかどうかということ。

それから3点目、これの利用に当たっての住民の方々への周知について、ある程度混乱、要は何かしたらナンバーを書かないとそれは受けられんのかなというような感じの尾ひれがついたような情報が出てしまうとなかなか大変かと思うんですが、そこらあたりの対応の点。

その3点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまのご質問でございますけれども、まずマイナンバーなしで申請等の件でございますけれども、マイナンバーを利用することによりまして申請書に添付する書類の省略化が図れるということでございますので、マイナンバーなしでもこれまでどおり、従来どおり申請は可能となります。

2つ目の更新時にも必要となりますかということですが、税情報、所得情報は、課税、非課税とかは毎年変わるものですから、逆に毎年そういった証明書が必要になってくるという状況でございます。ただ、こうした所得証明等の更新時におきまして、今、永平寺町といたしましては、これらの書類に関しましてはマイナンバーで申請していただいても、そうじゃない申請の仕方でも構わないというふうな形で考えてございます。

利用に当たっての周知でございますけれども、今はまだございませんが、いわゆる他市町村間との連携になりますと、当然他市町から所得の証明書等の添付が必要になってまいります。こうした場合におきましては、なるべくマイナンバーの申請をしていただいて、申請の手間が省けるということを周知してお伝えさせていただきたいなというふうに思っている状況です。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今後は、そのマイナンバーを付記しないとだめになるというふうな状況にはなるんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 基本的なことを言いますと、お年寄りの方とか、いわゆるマイナンバーの通知をいただいて、それをどう利用していいかというのはわからない状況になると思います。特に福祉の業務におきましては、高齢者の方の対応をしている業務が多いものですから、今、マイナンバーがなければ申請を受け付けないとか、そういったことはするつもりはございません。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） マイナンバーの導入に伴って、国の法律で定められたもの以外の町の独自の施策についてこれを定めるということですが、1つは、安易なマイナンバーの利用拡大については疑問の声も上がっているところであるというはご存じだと思います。

そこでちょっとお聞きしたいのは、これは別表を見てみるとわかるんですが、いわゆる福祉関係の利用に関するものであるということなんですが、担当課長の説明では、1月1日以降、必要となるものが出てくれば、またそれに加えていきたいという話です。福祉関係でさらにといいと、どういうものが考えられると考えておられますか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 追加する場合がありますけれども、例えば町の要綱を定めて、それによって所得制限等によりその利用ができるとかという項目が新たに発生した場合には、その項目について追加しなければいけないと考えてございます。

現在、福祉保健課の事務の中で、差し当たり税情報とかそういったものが必要となるものについて、今般上げさせていただきました。介護保険とか障害者総合支援法とかそういったものにつきましては、いわゆる国の法律に基づいて事務ができますので、今回この中に入ってございません。先ほども言いました条例とか、また要綱とかそういったもので運用していく事務で税情報とかが必要となるものに関して、追加して事務をして対応する必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、福祉関係はいち早くこういうことで出してきたというこ

とですけど、ほかに町独自の施策でいろんな課に関係するところが出てくる可能性もあるかなと思うんですけども、いわゆるそういう施策の洗い出しの中でどういうものが考えられるのかということをはかのところでは考えているんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 先般の9月の議会の中で、各課のほうから洗い出しをしていただいて、今回、その9月の議会のときは、全体にわたるということで総務課のほうから議案の制定をお願いしたところでございます。今回は福祉課のほうで、以前の9月の議会の中に再度追加してほしいといったことであって今回追加させていただくものでありまして、前回のほうにつきましては、学校保健安全法であったりとか災害対策基本法であったり国民健康保険であったり、そういったものを全て税の条例化をさせていただいているところでございます。

また、今後、各課によって、先ほど福祉課長が申しあげましたような追加の案件が出てきた場合にはさらなる一部改正を求める場合がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） これはどうなんかわからないですが、まちづくりのいろんな施策の中で町独自の施策がかなり、あればあるほどこういう対象になる可能性も出てくるのかなって思っています。

ただ、それが町独自の施策にどう関係してくるのかというのは、全体として出てくればまた示していきたいと。条例の制定としてはちょっと大変な状況も、今、国が国の決めた期限で迫られてそういうことを整備していこうということですからいろいろ問題も出てくるのかなと思っているところですけども、そんな状況を聞いていると、私はやはりこんな問題は十分論議していくためにも、きょう初めて臨時議会の案件として示されて、ここで決めていくということではなしに、十分議会でも論議し、またその論議している間に行政からもこういうものもあるんじゃないかという提案も含めてさらに充実していくような方法として、議会でやっぱりこの議会で提案された内容をぜひ付託を受けて、議会として扱いを考えていきながら充実していったらどうかと思うところでもあります。その辺、ほかの議員の質問も聞きながら、ぜひ議長の賢明な判断をお願いしたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） ただいま、9番、金元君から、十分な審査が必要である、し

たがって継続審査の申し入れがありました。繰り返します。十分な審査が必要であるとの申し入れであります。

したがって、当議案第56号につきましては付託し、継続審査とし、十分な審査を行うということにしたいと思っております。総務常任委員会へ付託するという事で、この件を取り計らいたいと思っております。いかがでしょうか。条例制定でありますので、総務常任委員会ということで議長提案をさせていただきました。

お諮りします。

議案第56号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとしたいと思っております。

お諮りします。

議案第56号を総務常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

(午後 1時44分 休憩)

(午後 1時46分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま、予算決算常任委員会委員長から議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、議案第48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について及び発委第3号、議会評価意見書の提出についての3件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 議案第47号 平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（川崎直文君） 追加日程第1、議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は去る平成27年8月31日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員会から委員長報告をさせていただきます。

今ほど議案47号の上程がありました。できましたら、48号と同じですので一括して報告をしたいと思っておりますので、お許しいただきたいと思っております。

議案47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について並びに議案48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定については、去る8月31日の9月定例本会議において付託された議案であります。同時に審査を行いましたので、一括の報告とさせていただきます。

両議案は、9月24日、現場確認、9月29日、教育民生委員会関係、10月5日、総務委員会関係、10月13日、産業建設委員会関係、10月19日、総括質疑並びに質疑内容の第1回のまとめ、10月28日、指摘事項の第2回のまとめ、11月6日、指摘事項の回答を受け、11月12日、認定についての意見の第3回のまとめ、そして本日、11月16日の委員会において、皆様のお手元に配付のとおり、平成26年度一般会計及び特別会計決算認定についての意見を15項目にまとめ、平成28年度の予算編成に当たり、行政に対し配慮と反映を求めるものであります。

同意見を付して採決を行いました。議案47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計決算認定については、賛成多数にて承認です。議案48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定については、賛成全員にて認定です。

以上、予算決算常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） ただいま、委員長より47号及び48号の委員長報告がありました。

これから第47号の委員長報告に対する質疑に移ります。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。47号に関しての質疑であります。

9番、金元君。

- 9番（金元直栄君） 決算認定に当たって委員会でまとめられたその意見の内容については、私は否定するものではないので、その辺だけは委員長に言っておきます。

これが私の質疑です。

- 議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですので、これにて質疑を終わります。

議案第47号について、討論に入ります。よろしいでしょうか。

討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 討論があります。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に対する反対討論の発言を許します。

9番、金元君。

- 9番（金元直栄君） 予算決算常任委員会で審議されてきた経過の中からのことですが、先ほど質疑のところでも言いましたが、普通、質疑がなかったと思ったので、質疑って言われたので質問に立ちましたけれども、意見書として出された内容については私は否定するものではございません。ただ、委員長の報告にある可決ということについての討論であります。

26年度の予算を見渡しますと、当然、町民にとって重要で、本当に暮らしていくためには必要な予算も事業もたくさんあることは私は認めます。

ただ、幾つかの反対の理由を述べさせていただきますけれども、1つは、平成26年度の最大の争点は、私はやはり町長選挙の後もありましたけれども、消防庁舎の問題だと思います。建て方の問題も含めてです。その場所でよいのかという立地条件、支所周辺の土地利用上の問題、古くなった開発センターの再利用の関係と、大きなお金をかけながら使い勝手の悪い施設をつくろうとしてしまうこと等々、多くの争点になるものが消防庁舎の問題ではあったと思います。私は、防災の拠点整備としては非常に大事な大きな事業であるからこそ、このことを指摘し続けてきましたけれども、この問題について言いますと、町長がかかわってこ

れらを正すのかとの期待感も随分広がったと私は思っています。しかし、これが正されることはありませんでした。町長も当初、何とかならないかという思いがあったと思うんですが、それを突破するのが4年に一度の選挙、町民への洗礼だと思っています。結果、永平寺支所は、消防庁舎も含め、これまで明らかになってきましたけれども、5,500平米もの床面積を持つ施設となって、町内最大の建物です。その建物の中は、耐震補強したこともあり、実際入ってみますと迷路状態になっている。この建て方、土地利用上の問題は、やはりやってきた事業として私は決して認められないと思っています。

2つ目は、専門職員の確保の問題で、一定の論議の中で前向きに考えたいとかいろいろ育成の問題等も聞いてはきました。しかし、専門職員の採用、それをまちづくりの力にしていくという意味では、今採用しても力になるには何年かかかるわけですから、それを見越していち早く取りついていかないと私は大変だと思います。まちづくり、子育て、福祉、介護、地域づくり、都市計画、防災等々。防災では、町長の報告では、消防から来てもらうことで一つの前進があったという評価でありましたけれども、これらが一つのよい教訓だと私は思います。専門知識を持った職員の確保と活用は具体的にどうなっていくのか、ここを明らかに示していくことが、これからのまちづくりの大きな力になる。ここがやはりもう一つ、前進点では見れなかったと私は思っています。

3つ目、介護を含めた高齢者福祉を町としてどう強化していくのか。平成30年度以降を目指して地域包括ケアシステムの構築と言われてはいますが、町自体ではなかなか手のつかない状況になっていると私も見えています。特に介護制度がどんどん、私から言えば改悪されてくる中で、これらの体制強化は急務であります。何としてもここで体制の強化の具体的な方向が見れないものかと一般質問等も含めて質問してきましたけれども、ここはなかなか具体的な方向性が見えていないと今でも思っています。

4つ目ですが、道の駅の計画とまちづくり、やはりこれも私はまちづくりの一つの争点になったと思います。周辺地域でも安心して暮らしていけるまちづくりを、町なかにも歩いて行けるところに買い物のできる店を残そう、こういう視点、またその施設ができることによって地域がどうなるのか、こういう全体的な見方をしたまちづくりが、どうも私は欠けているように思っています。

さらに、これらの関係で都市計画です。5つ目の問題ですが、都市計画。1つの町に3つの都市計画区域、確かに合併すればそういう町もあるとは私は思いま

すが、何としても、旧松岡吉野地域に当たっては、福井市が開発計画にうんと言わない限り、ある意味、計画がなかなか進み切らないという状況がありましたし、今もあります。今、清流地区と言っていますが、松岡北土地区画整理事業、これらもそういう制約の中で本当にこつこつと進めてきましたけれども、それらを合併を一つの機にどう解決していくのか。これは、国の権限が県におりてきている。県に対するいろんな積極的な提起、提案が町として継続的に戦略を持ってできるなら絶対にできないことはない。やはり町のことは町でそのまちづくりを考えていく、都市計画を考えていく、そういうまちづくりにする方向、こういう戦略も、専門職員の確保の問題にもつながりますけれども、やはり町が今、今持っておかないと、5年に1回の見直しでしかありませんので、そういうところも含めて長期的な戦略を立てていない。そこが私、今大きく心配するところであります。

今回は大きな問題を中心に反対討論の柱にさせていただきましたけれども、そういう立場で。ただ、私は、こういうふうなことについてただ反対するだけでなしに、こうすべきではないかという提案もしてきました。そのつもりでいます。ぜひ、もし参考にできるようなところがあるならまちづくりに生かしていただきたいという立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほども決算ですかね、常任委員会の中で金元議員が町長に対して回答を求めておりましたけれども、消防庁舎の問題の見直し、町長がかわったときにいろいろ見直すべきではなかったかという意見もありましたけれども、警報システムの予算化も進んでおりましたし、そういった中で十分に検討して、また消防署の建設特別委員会ですか、その中でも十分に議論をしながら進めてきたということもありまして、議会としては多数意見として認められておりますし、今現在におきましても順調に進んでおります。そういった迷路につきましても、この間、十分見てきましたけれども、完成するまでにはまたもっと明るくなって、いろいろありました。

そのほかに、少子・高齢化ですか、そういったことにつきましても専門職とか、都市計画、区画整理とか防災に関係する専門的職員の配置ですか、そういったことにつきましても、町長も庁内にそれに詳しい専門的な臨時的な雇い入れという

んですか、雇用というようなことも言っておりました。そういった中で十分に私らは対応できるのではないかと思っております。

そういった意味からも十分、決算認定につきましては賛成するところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） ほかに討論ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の決算につきましては、当委員会で十分に審査をしてみました。その中で15項目という意見書を付して賛成といたしたいと考えております。

特に問題となっています消防庁舎については6番目に書いてあります。消防庁舎、永平寺支所、開発センターの施設は、おのこの役割と施設利用の重複もあり管理が複雑化している。宿日直の廃止により、消防職員の任務外の役割も発生している。災害発生時の対応が不明確であり、対応改善の検討と今後の利用についても検証を随時していただくように指摘をさせていただいているところであります。

このように、15項目の指摘にのっとなって、来る28年度の予算については十分にこの我々の意見書を生かしていただき、改善する点は改善していただきたいと思っておりますので、今回の決算については賛成といたしたいと考えております。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

追加日程第1、議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立により採決します。

本決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本決算については委員長報告のとおり認定することに決しました。

～追加日程第2 議案第48号 平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（川崎直文君） 次に、追加日程第2、議案第48号、平成26年度永平寺町

上水道事業会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は去る平成27年8月31日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略します。

委員長報告におきましては、先ほど第48号議案に対する委員長報告が行われております。

この委員長報告に対する質疑に移ります。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。議案第48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～追加日程第3 発委第3号 議会評価意見書の提出について～

○議長(川崎直文君) 次に、追加日程第3、発委第3号、議会評価意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(佐々木利夫君) 朗読します。

発委第3号

議会事務事業評価意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成27年11月16日

永平寺町議会議長 川崎直文様

提出者 予算決算常任委員会

委員長 上田 誠

議会評価意見書。

事務事業名、生活交通路線維持対策事業補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

コミュニティバス運行委託料。事業の方向性、拡大。予算の方向性、増額。

コミュニティバス運行南地区補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、防災行政無線整備工事。事業の方向性、縮小。予算の方向性、減額。

自主防災組織活動費補助金。事業の方向性、拡大。予算の方向性、増額。

自主防災組織資機材整備金補助金。事業の方向性、拡大。予算の方向性、増額。

事務事業名、ふるさと創造プロジェクト事業。事業の方向性、拡大。予算の方向性、増額。

事務事業名、町税等嘱託徴収員賃金。事業の方向性、拡大。予算の方向性、増額。

事務事業名、特定健診等事務。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、地域ふれあいサロン事業。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、在宅介護ほっとひといき支援事業。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、包括的支援事業。事業の方向性、拡大。予算の方向性、増額。

事務事業名、任意事業。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、放課後児童クラブ運営事業（需要）。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、放課後児童クラブ運営事務（役務）。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、各小学校校舎等修繕。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、公民館嘱託主事賃金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、商工会運営補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、町観光物産協会運営補助金。事業の方向性、見直し。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、地域資源活用事業補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、道の駅整備工事。事業の方向性、縮小。予算の方向性、減額。

事務事業名、河川公園指定管理委託料。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 次に、提案理由の説明を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） 議会評価意見書の提出についての提案理由を述べさせていただきます。

平成26年度事務事業341件の中から、各委員会にて22件を選択し、行政の評価を求めたものであります。その内容については、予算決算常任委員会の中で全員出席のもと、質疑を行い、計7回の審議を重ね、各委員が各項目を評価いたしました。各常任委員会で全ての評価を各委員会ごとにまとめ、議会としての評価意見といたしました。

内容については、皆様の配付のとおり、各事業に対し、議会の評価、事業の方向性、議会の評価意見並びに評価シート集計表をつけてあります。

この意見書を平成28年度予算編成に反映するため、提言するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

発委第3号、議会評価意見書の提出についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、平成27年第4回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案につきましては、慎重に審査いただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

また、今議会では多くのご意見、ご提案をいただきました。しっかりと受けとめて、来年の予算、そして町政運営に生かしていきたいと思っております。

最後になりますが、これから大変寒さの厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

して、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後 2時16分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員